

1 議案名

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則について

2 提案理由

教育職員免許法（以下「法」という。）別表第8により免許状を授与される際に必要となる最低修得単位数について、授与を受ける免許状に関する教職経験に応じ、単位を修得したものとみなすこととした法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

3 関係法令

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

教 職 員 課

教育職員免許に関する規則の一部改正について

教職員課

1 規則改正の理由

教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「法」という。）別表第8では、教育職員検定により、現に有する普通免許状の隣接する学校種の免許状を授与する所要資格について規定されている。

平成28年4月1日に施行された改正教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「施行規則」という。）では、法別表第8により免許状を授与される際に必要となる最低修得単位数の半数を限度とし、授与を受ける免許状に関する教職経験に応じ、1年毎に3単位を修得したものとみなすこととされた。（施行規則第18条の2関係）

また、軽減後の単位の具体的な修得方法については、半数まで削減した場合を施行規則で規定し、それ以外の場合については、都道府県の教育委員会規則で定めることとされたため、所要の改正を行う必要がある。（施行規則第18条の4及び第18条の5関係）

2 改正点

軽減後の単位の具体的な修得方法に関し、施行規則で規定する以外の方法について、学校種ごとに必要な最低修得単位数を明記した別表（別表第7）を新たに加えることとした。

（1）規定内容

「受けようとする免許状に関する在職年数」ごとに、各科目別の最低修得単位数を定め、各科目の単位の修得方法を定める。

（2）規定方法

各科目別の最低修得単位数は、国が必要とする各科目別の最低修得単位数と同様に定める。

また、各科目の単位の修得方法は、国が認める修得方法と同様に、施行規則を例として定める。

3 施行期日

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

条例等立案表

題名	教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則		
提案理由	<p>教育職員免許法別表第八により免許状を授与される際に必要となる最低修得単位数について、授与を受ける免許状に関する教職経験に応じ、単位を修得したものとみなすこととした教育職員免許法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。</p>		
あらまし	<p>一 教育職員検定に係る単位の修得方法に、別表第七を加えることとした。</p> <p>二 この規則は、平成二十九年四月一日から施行することとした。</p>		
予算上の措置			
関係法規	<p>教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成二十八年文部科学省令第二十号)</p>		
法令審査会	<p>要</p> <p>・ 否</p>		
	備考		

徳島県教育委員会規則第 号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月 日

徳島県教育委員会

教育長 美 馬 持 仁

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（平成元年徳島県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第七条中「別表第六」を「別表第七」に改める。

別表第六の次に次の一表を加える。

別表第7（第7条関係）

省令第18条の2の表備考第4号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

1 小学校教諭2種免許状

免許状の種類		小学校教諭2種免許状			
有することを必要とする学校の免許状		幼稚園教諭普通免許状		中学校教諭普通免許状	
受けようとする免許状に関する在職年数		1	2	1	2
最低修得単位数		10	7	9	6
教職に関する科目の内訳	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	7	5	7
		道徳の指導法	1	1	
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		2	1	2
					1

備考

- 各教科の指導法の単位の修得方法については、省令第18条の2の表備考第2号の修得方法を例とする（別表第7の2及び別表第7の3において同じ。）。
- 各教科の指導法の単位については、それぞれ次の(1)又は(2)に定める単位を修得するものとする。
 - 最低修得単位数が7単位である場合については、4以上の教科の指導法を修得するものとし、4の教科の指導法を修得する場合にあっては、これらのうち3以上について2単位以上又は5の教科の指導法を修得する場合にあっては、これらのうち2以上について2単位以上を含むものとする。
 - 最低修得単位数が5単位である場合については、3以上の教科の指導法を修得するものとし、3の教科の指導法を修得する場合にあっては、これらのうち2以上について2単位以上を含むものとする。

2 中学校教諭 2 種免許状

免許状の種類			中学校教諭 2 種免許状				
有することを必要とする学校の免許状			小学校教諭普通免許状			高等学校教諭普通免許状	
受けようとする免許状に関する在職年数			1	2	3	1	2
最低修得単位数		11	8	7	6	5	
教科に関する科目		7	5	5			
教職に関する科目の内訳	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	2	1	1	1	1
		道徳の指導法				1	1
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		2	2	1	1	1	
教科又は教職に関する科目					3	2	

備考

- 教科に関する科目の単位の修得方法については、省令第18条の2の表備考第1号の修得方法を例とする。
- 教科又は教職に関する科目の単位の修得方法については、省令第18条の2の表備考第3号の修得方法を例とする（別表第7の3において同じ。）。

3 高等学校教諭 1種免許状

免許状の種類		高等学校教諭 1種免許状	
有することを必要とする学校の免許状		中学校教諭普通免許状（2種免許状を除く。）	
受けようとする免許状に関する在職年数		1	2
最低修得単位数		9	6
教職に関する科目の内訳	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	1
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		2
教科又は教職に関する科目		6	4

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

教育職員免許に関する規則（平成元年徳島県教育委員会規則第十号） 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(単位の修得方法)</p> <p>第七条 教育職員検定に係る単位の修得方法は、別表第一から別表第七までに定めるところによる。</p>	<p>(単位の修得方法)</p> <p>第七条 教育職員検定に係る単位の修得方法は、別表第一から別表第六までに定めるところによる。</p>

別表第7(第7条関係)
省令第18条の2の表備考第4号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

1 小学校教諭2種免許状

免許状の種類		小学校教諭2種免許状			
有することを必要とする学校の免許状		幼稚園教諭普通免許状		中学校教諭普通免許状	
受けようとする免許状に関する在職年数		1	2	1	2
最低修得単位数		10	7	9	6
教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	7	5	7	5
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	道徳の指導法	1	1		
	指導等に関する科目	2	1	2	1

備考

1 各教科の指導法の単位の修得方法については、省令第18条の2の表備考第2号の修得方法を例とする(別表第7の2及び別表第7の3において同じ。)。

2 各教科の指導法の単位については、それぞれ次の(1)又は(2)に定める単位を修得するものとする。

(1) 最低修得単位数が7単位である場合には、4以上の教科の指導法を修得するものとし、4の教科の指導法を修得する場合にあっては、これらのうち3以上について2単位以上又は5の教科の指導法を修得する場合にあっては、これらの中うち2以上について2単位以上を含むものとする。

(2) 最低修得単位数が5単位である場合については、3以上の教科の指導法を修得するものとし、3の教科の指導法を修得する場合にあっては、これらのうち2以上について2単位以上を含むものとする。

2 中学校教諭2種免許状

(現行)

免許状の種類		中学校教諭2種免許状				
有することを必要とする学校の免許状		小学校教諭普通免許状 高等学校教諭普通免許状				
受けようとする免許状に関する住職年数		1	2	3	1	2
最低修得単位数		11	8	7	6	5
教科に関する科目		7	5	5		
教育課程及び指導法 指導法に関する科目	各教科の指導法 道徳の指導法:	2	1	1	1	1
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	内訳				1	1
教科又は教職に関する科目					1	1
					3	2

備考

- 1 教科に関する科目の単位の修得方法については、省令第18条の2の表備考第1号の修得方法を例とする。
- 2 教科又は教職に関する科目の単位の修得方法については、省令第18条の2の表備考第3号の修得方法を例とする（別表第7の3において同じ。）。

(改正案)

(現行)

3 高等学校教諭 1種免許状

免許状の種類	高等学校教諭 1種免許状、中学校教諭普通免許状（2種免許状を除く。）		
有することを必要とする学校の免許状			
受けようとする免許状に関する在職年数	1	2	
最低修得単位数	9	6	
教職に關する科目	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	1
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目			1
教科又は教職に関する科目			4

教育職員免許法施行規則 指導
第十八条の二 免許法別表第ハに規定する単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

受けようとする免許状の種類	有すること	最低修得単位数	教職に関する科目	教職に関する科目	生徒指導、教職に関する科目	各教科の指導法	道徳の指導法	保育内容	及び進路指導法	指導等に關する科目
幼稚園教諭二種免許状	○	六	○	一	二	○	一	○	一	○
小学校教諭二種免許状	○	六	○	一	二	○	一	○	一	○
中学校教諭普通免許状	○	四	○	一	二	○	一	○	一	○
中学校教諭二種免許状	○	三	○	一	二	○	一	○	一	○
高等学校教諭普通免許状	○	二	○	一	二	○	一	○	一	○
高等学校教諭二種免許状	○	一	○	一	一	○	一	○	一	○
高等学校教諭一種免許状(二種免許状を除く。)	○	一	○	一	一	○	一	○	一	○

備考

一 教科に関する科目的単位の修得方法は、第四条に定める修得方法の例にならうものとする。

- 二 各教科の指導法の修得方法は、小学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育のうち五以上の教科の指導法（幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあつては生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあつてはその免許教科に相当する教科を除く。）についてそれ二単位以上を、中学校教諭の二種免許状又は高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては、それ受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
- 三 教科又は教職に関する科目の修得方法は、第六条の二に定める修得方法の例にならうものとし、高等学校教諭の普通免許状を有する者が中学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の修得方法は、国語の教科についての免許状の授与を受ける場合には書道（書写を中心とする。）について一単位以上を、地理歴史の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合には「法律学、政治学」、「社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」についてそれぞれ一単位以上を、公民の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては日本史及び外国史並びに地理学（地誌を含む。）についてそれ一単位以上を、理科の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては物理実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）及び地学実験（コンピュータ活用を含む。）のうち三以上の科目についてそれぞれ一単位以上を、美術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては工芸については木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）及び栽培（実習を含む。）についてそれぞれ一単位以上を修得するものとし、中学校教諭の普通免許状（二種免許状を除く。）を有する者が高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目的修得方法は、地理歴史の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては第五条の表第二欄に掲げる地理歴史の教科に関する科目のうち一以上の科目について一単位以上を、公民の教科についての免許状の授与を受

ける場合にあつては同表第二欄に掲げる公民の教科に関する科目のうち一以上の科目について一単位以上を、情報の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同表第二欄に掲げる情報の教科に関する科目（情報社会及び情報倫理並びにコンピュータ及び情報処理（実習を含む。）を除く。）についてそれぞれ一単位以上を、工業の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同表第二欄に掲げる工業の教科に関する科目についてそれぞれ二単位以上を、家庭の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）並びに家庭電気・機械及び情報処理についてそれぞれ一単位以上を修得するものとする。

四 幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状又は高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者について、免許法別表第八の第三欄に定める最低在職年数に加え、次の表の上欄に掲げる受けようとする免許状の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる学校の教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する在職年数があるときは、三単位にその在職年数を乗じて得た単位数（免許法別表第八の第四欄に定める単位数のうちその半数までの単位数を限度とする。）を修得したものとみなして、この表を適用する。

受けようとする免許状	学校	受けようとする免許状	学校
幼稚園教諭二種免許状	イ 幼稚園 口 特別支援学校の幼稚部 ハ 幼保連携型認定こども園	幼稚園教諭二種免許状	イ 幼稚園 口 小学校 ハ 学校教育法施行規則第七十九条の九
小学校教諭二種免許状	イ 第一項の規定により小学校における教育と一貫した教育を施す中学校 ハ 義務教育学校	小学校教諭二種免許状	イ 第一項の規定により小学校における教育と一貫した教育を施す中学校 ハ 義務教育学校
中学校教諭二種免許状	二 特別支援学校の小学部 イ 学校教育法施行規則第七十九条の九	中学校教諭二種免許状	第一項の規定により中学校における教

育と一貫した教育を施す小学校	
口 中学校	
ハ 義務教育学校	
二 学校教育法（昭和二十二年法律第三十六号）第七十一条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す	
高等学校	
木 中等教育学校	
ヘ 特別支援学校の中学校部	
高等学校教諭一種免許状	イ 学校教育法第七十一条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す中学校
状	口 高等学校 ハ 中等教育学校
	ニ 特別支援学校の高等部

（平一四文科令三一・追加、平一六文科令三六・平一九文科令四〇・平二八文科令二〇・一部改正）

第十八条の四 免許法別表第八の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者が、第十八条の二の表備考箇第四号の規定により免許法別表第八の第四欄に定める単位数の半数（小数点以下は切り上げる。）の修得をもつて足りる場合における単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

受けようとする免許状	有すること	最低修得単位数	教科又は教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路に関する科目
二種免許状	する免許状の二の表備考箇第四号の規定により免許法別表第八の第四欄に定める単位数の半数（小数点以下は切り上げる。）の修得をもつて足りる場合における単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。					

	指導法	事法	の指導法	る科目
幼稚園教諭 二種免許状	小学校教諭 普通免許状	三		
小学校教諭 二種免許状	幼稚園教諭 普通免許状	五	二	
中学校教諭 普通免許状	中学校教諭 普通免許状	五	一	
中学校教諭 二種免許状	小学校教諭 普通免許状	五	一	
高等学校教諭 普通免許状	高等学校教 諭普通免許 状	二	一	二
高等学校教 諭一種免許 状	中学校教 諭普通免許 状	二	一	四
(二種免許 状を除く。)				

備考 この表各項の教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第十八条の二に定める修得方法の例にならうものとする。

(平二八文科令二〇・追加)

第十八条の五 免許法別表第八の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、第十八条の二の表備考第四号の規定の適用を受けるもの(前条に規定する場合を除く。)の単位の修得方法は、第十八条の二及び前条に定める修得方法を参考して、都道府県の教育委員会規則で定める。

(平二八文科令二〇・追加)

教育職員免許法施行規則第18条の5に規定する教育委員会規則で定める単位の修得方法モデルケース

※あくまでモデルケースであり、最終的には各都道府県教育委員会の判断に委ねられる。なお以下のケース以外の規定方法として、例えば、小学校教諭二種免許状を取得する際に、受けようとする免許状に関する勤務年数が1年ある場合、各教科の指導法を8単位、生徒指導等に関する科目を1単位とすることなどが考えられる。

高等学校教諭 一種免許状	中学校 二種免許教諭						小学校 二種免許教諭				幼稚園教諭 二種免許状	受けようとする 免許状の種類	
中学校 二種免許教諭	高等学校 普通免許状	普通免許状	小学校 普通免許教諭	普通免許教諭	中学校 普通免許教諭	普通免許状	小学校 普通免許教諭	普通免許状	小学校 普通免許教諭	普通免許状	必要とする学 校の免許状	必要とする学 校の免許状	
0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2 3	0 1 2 3	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1	0 1	受ける勤務年数に 関する免許状	受けようとする 勤務年数	する
2 1 1 2 1 1	2 1 1 2 1 1	2 1 1 2 1 1	10 7 5 5	10 7 5 5	10 7 5 5	10 7 5 5	10 7 5 5	10 7 5 5	10 7 5 5	10 7 5 5	科に教科する	科目	最低修得単位数
1 1 1	1 1 1	1 1 1									各教科の指導法	教職に関する科目	
											道徳の指導法	教育課程及び指導法に関する科目	
											保育内容の指導法	職に關する科目	
2 2 1 2 1 1	2 2 1 2 1 1	2 2 1 2 1 1	2 2 1 2 1 1	2 2 1 2 1 1	2 2 1 2 1 1	2 2 1 2 1 1	2 2 1 2 1 1	2 2 1 2 1 1	2 2 1 2 1 1	2 2 1 2 1 1	生徒指導、教育相談等に 関する科目	に教科又は教職	
8 6 4 4 3 2	8 6 4 4 3 2	8 6 4 4 3 2	8 6 4 4 3 2	8 6 4 4 3 2	8 6 4 4 3 2	8 6 4 4 3 2	8 6 4 4 3 2	8 6 4 4 3 2	8 6 4 4 3 2	8 6 4 4 3 2	に教科又は教職	に教科又は教職	
12 9 6 9 6 5 14 11 8 7 12 9 6 13 10 7 6 3	12 9 6 9 6 5 14 11 8 7 12 9 6 13 10 7 6 3	12 9 6 9 6 5 14 11 8 7 12 9 6 13 10 7 6 3	12 9 6 9 6 5 14 11 8 7 12 9 6 13 10 7 6 3	12 9 6 9 6 5 14 11 8 7 12 9 6 13 10 7 6 3	12 9 6 9 6 5 14 11 8 7 12 9 6 13 10 7 6 3	12 9 6 9 6 5 14 11 8 7 12 9 6 13 10 7 6 3	12 9 6 9 6 5 14 11 8 7 12 9 6 13 10 7 6 3	12 9 6 9 6 5 14 11 8 7 12 9 6 13 10 7 6 3	12 9 6 9 6 5 14 11 8 7 12 9 6 13 10 7 6 3	12 9 6 9 6 5 14 11 8 7 12 9 6 13 10 7 6 3	12 9 6 9 6 5 14 11 8 7 12 9 6 13 10 7 6 3	12 9 6 9 6 5 14 11 8 7 12 9 6 13 10 7 6 3	合計単位数

小学校教諭二種免許状を取得する際の「各教科の指導法」履修方法 モデルケース

	10単位 のケース					7単位 のケース					5単位 のケース				
	教科A	教科B	教科C	教科D	教科E	教科A	教科B	教科C	教科D	教科E	教科A	教科B	教科C	教科D	教科E
パターン① 5科目履修 (最も望ましい)						2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
パターン② ①③の間											2	1	1	1	-
パターン③ 少ない科目を履修 ここまで許容	2	2	2	2	2	2	2	2	1	-	2	2	1	-	-
認められないパターン (3単位の科目が生じる)						3	2	2	-	-	3	2	-	-	-

